

# 障害年金を受給されている方へ～障がい福祉制度のご案内～

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144

障害年金を受給されている方は、障害者手帳をお持ちでなくても障がい福祉制度をご利用いただける場合があります。障がい福祉制度を利用される場合は申請が必要ですので、役場窓口にて手続きをお願いします。

## 【障害年金を受給されている方がご利用いただける障がい福祉制度】

制 度	制度概要	対 象 要 件
福祉医療費給付事業	医療機関に受診し、窓口で支払った医療費の一部を町が助成する制度です。	障害年金1級9、10、11号を受給されている方 障害年金1、2級を受給されている方(65歳以上)  〈上記以外で対象となる方〉 特別児童扶養手当1級該当者 身体障害者手帳1～3級の方 療育手帳A1、A2、B1の方 精神障害者保健福祉手帳1、2級の方 身体障害者手帳4級の一部の方(65歳以上)
重度心身障害者福祉年金	福祉増進のため、2,500円/月を町が給付する制度です。 ※施設入所者を除く	障害年金1級9、10、11号を受給されている方  〈上記以外で対象となる方〉 身体障害者手帳1級の方 特別児童扶養手当受給者

上記に該当する方で障がい福祉制度利用を希望される方は、必ず申請手続きをしてください。

対象要件の等級は、お持ちの年金証書等でご確認ください。

※上記以外の福祉制度につきましては、富士見町ホームページ「障がい者福祉」『障がい者ガイドブック〈障がい福祉制度のご案内〉』をご覧ください。

※障がいのある方で障害者手帳をお持ちでない方、障害年金を受給されていない方等も障がい福祉制度をご利用いただける場合があります。詳しくはお問い合わせください。

# 諏訪6市町村広域手話奉仕員養成講座 受講生募集!!

申込 問 岡谷市社会福祉協議会 ☎24-2121

手話奉仕員養成講座は手話で伝えあう楽しさを知り、地域のろう者と手話で日常会話ができるようになることを目標とする講座です。諏訪地域6市町村の委託を受けた岡谷市社会福祉協議会が実施します。

- 定 員 20名 (応募者多数の場合は抽選となります)
- 日 程 4月から3月まで (祝日を除く毎週月曜日) 全41回

4月	9・16・23日	8月	6・20・27日	12月	3・10・17日
5月	7・14・21・28日	9月	3・10日	1月	7・21・28日
6月	4・11・18・25日	10月	1・15・22・29日	2月	4・18・25日
7月	2・9・23・30日	11月	5・12・19・26日	3月	4・11・18・25日

- 時 間 午前10時から12時
- 会 場 おかや総合福祉センター (諏訪湖ハイツ) 202研修室
- 受講対象者 原則、次の3つの要件を満たす方
  - ① 諏訪地域6市町村に在住・在勤・在学の方
  - ② 手話の学習経験のない方
  - ③ 全日程(41回)出席できる見込みの方
- 受講料 3,240円 (テキスト代)
- その他 出席率80%以上の方に修了証書を授与  
託児希望の方は申込時にお伝え下さい
- 申込み受付期間 3月5日(月)～3月23日(金)



※詳細は、岡谷市社会福祉協議会ホームページ (<http://www.okaya-shakyo.or.jp/>) をご確認ください。